

○福岡県補助金等交付規則

昭和三十三年三月一日

福岡県規則第五号

改正 昭和三三年六月二一日規則第二一号

昭和四六年四月一日規則第二一号

昭和五一年一月九日規則第七一号

平成八年四月一日規則第二二号

平成二三年三月三〇日規則第九号

福岡県補助金等交付規則を制定し、ここに公布する。

福岡県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、法令に特別の定のあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金及び交付金（知事が別に定める交付金を除く。）
- 二 負担金（国に交付する負担金その他知事が別に定める負担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の計画（建設事業等にあつては設計を含む。）及び執行に関する事項
- 五 補助事業等の効果
- 六 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 七 その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は前項の書類を省略させるこ

とがある。

(平二三規則九・一部改正)

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(補助金等の交付の除外要件)

第四条の二 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りではない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(平二三規則九・追加)

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- 三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前二項に定める条件のほか、必要な条件を付することがある。

(決定等の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消等により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金等を交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第九条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者となるものについても準用する。

（関係書類の整備）

第十条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（状況報告）

第十一条 補助事業者等は、知事が別に定めるところにより補助事業等の遂行に関し、知事に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行命令等）

第十二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第二項の規定に基づく状況の調査、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

（昭五一規則七一・一部改正）

（実績報告）

第十三条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を

添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十五条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消)

第十六条 知事は、補助事業者等が、第四条の二各号のいずれかに該当すると判明したとき又は補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令の規定に基く知事の処分若しくは命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第六条の規定は、第一項の規定による取消をした場合について準用する。

(平二三規則九・一部改正)

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、前条第一項の規定により、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、当該加算金の金額が十円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該補助金等が二回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞

金を県に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の金額が十円未満であるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、当該返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 知事は、第一項又は第四項の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、加算金又は延滞金を減免することがある。

7 第一項及び第四項の規定に定める延滞金及び延滞加算金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。

(昭四六規則二一・一部改正)

(他の補助金等の一時停止等)

第十九条 知事は、補助事業者等が、補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(財産の処分の制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第五条第二項の規定による条件に基き、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物

第二十一条 知事は、前条に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることがある。

(理由の提示)

第二十二条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示すものとする。

(平八規則二二・追加)

(雑則)

第二十三条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(平八規則二二・旧第二十二条繰下)

付 則

1 この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、この規則施行前に交付が決定された補助金者については、なお、従前の例による。

2 この規則の施行前にした申請書の提出は、この規則に基いてした申請書の提出とみなす。

(昭三三規則二一・旧第二項繰下、昭五一規則七一・旧第三項繰上)

3 福岡県耐火建築物補助金交付規則（昭和二十八年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(昭三三規則二一・旧第三項繰下、昭五一規則七一・旧第四項繰上)

附 則（昭和四六年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。